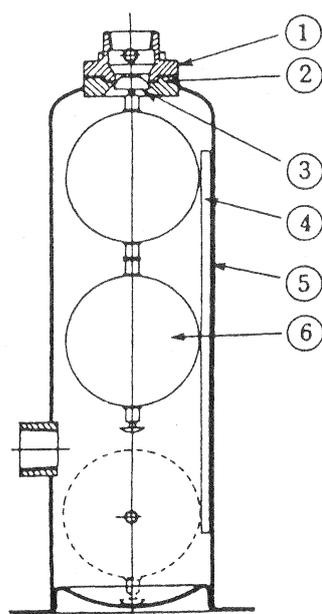


- 2) 気密試験を行って漏えいが認められたときは、その漏えい部分の状況に応じて次の処置を行う。
- 2.1) 耐圧部分等に漏えいがあるときは、当該部品を適正なものに交換する。
 - 2.2) ねじ込み又はフランジ接合部、ボルト締め付け接合部に漏えいが認められたときは、圧力を完全に降下させた後、ねじ、フランジのガスケット当たり面、Oリング溝等を清掃し、シール材、ガスケット、Oリング等を新品に交換して修理し、再び同一手順で気密試験を行い、漏えいのないときは合格とする。
 - 2.3) 軸封部に保安上支障があると認められる漏えいがあるときは、圧力を完全に降下させた後、2.2.6によって分解点検を行って、軸封部を再組立又は必要に応じて新品と交換し、再び同一手順で気密試験を行い、保安上支障のない微量な漏れのないときは合格とする。
- 2.8 コンプレッサの附属機構等の検査 コンプレッサの附属機構等には、リキッドトラップ又はサクシオンチャンバ、オイルセパレータ、連結管、流れ切換装置（通称三方切換弁、四方切換弁、以下同じ）、安全弁、圧力計、圧力スイッチ、駆動機器、アンロード等がある。
- a) リキッドトラップ又はサクシオンチャンバ
- 1) 検査の時期
 - 1.1) 外観検査、基礎及び据付状態の検査、稼働状況の検査並びに漏えい検査はコンプレッサのそれぞれの検査と同時に行う。
 - 1.2) 分解点検又は耐圧・気密性能及び肉厚の確認をするための検査は5年ごとに行う。
 - 2) 検査方法 外観検査、基礎及び据付状態の検査、稼働状況の検査、漏えい検査、分解点検の準備、分解点検、耐圧試験、気密試験の試験・検査の方法は、JLPA 501 8.ドラム類の検査の検査方法による。
 - 3) 判定及び処置 外観検査、基礎及び据付け状態の検査、稼働状況の検査、漏えい検査、分解点検、耐圧試験、気密試験の試験、検査結果の判定及び処置は、JLPA 501 8.ドラム類の検査の試験・検査結果の判定及び処置による。



番号	品名
1	ヘッド
2	ガスケット
3	バルブ
4	フロートガイド
5	本体
6	フロート

図1-9 リキッドトラップの構造図

なお、分解点検又は耐圧・気密性能及び肉厚の確認は次のようにして行う。

- 3.1) 本体フランジ等があつて分解することができるものは分解して、その内外面及び附属品について、腐食、摩耗、割れ等の有無について検査する。
- 3.2) 分解してその内部を直接目視又は器材を用いて検査することができないものは、外面において肉厚測定を行うほか、溶接部について非破壊試験を行った後、気密試験を行う。

b) オイルセパレータ

1) 検査の時期

- 1.1) 外観検査、基礎及び据付状態の検査、稼働状況の検査並びに漏えい検査は、コンプレッサのそれぞれの検査と同時に行う。
- 1.2) 分解点検又は耐圧・気密性能及び肉厚確認のための試験検査はコンプレッサのそれぞれの検査と同時に行う。

2) 検査方法 外観検査、基礎及び据付け状態の検査、稼働状況の検査、漏えい検査、分解点検の準備、分解点検、耐圧試験、気密試験の試験検査の方法は、JLPA 501 8. ドラム類の検査の検査方法による。

3) 判定及び処置 外観検査、基礎及び据付け状態の検査、稼働状況の検査、漏えい検査、分解点検、耐圧試験、気密試験の試験検査結果の判定及び処置は、JLPA 501 8. ドラム類の検査の試験検査結果の判定及び処置による。

[解説]

内部を直接目視できない構造のオイルセパレータの検査は、2.8 a) 3)に準ずる。

4) オイルセパレータの附属品 ここでは油面計とその附属品の検査について規定する。

油面計以外のバルブ類等の附属品の検査はJLPA 501 6.1~6.2の配管及びその附属品の検査による。

4.1) 検査方法 目視によって油面計の汚れ及び油漏れの有無について検査する。

4.2) 判定及び処置

- (a) 油面計に汚れがあり、油面が明瞭でないもの、目詰まりや油漏れ等があるものは、取り外して分解清掃し、ガスケット、グランドパッキング等の部品を交換する。
- (b) 油面計のガラスが破損しているものは新品に交換する。
- (c) 油面計の本体に割れ、変形又は著しい腐食等があるものは、油面計を新品に交換する。

c) 安全弁 コンプレッサ及びコンプレッサの附属機器の安全弁の検査は、JLPA 501 1.2による。

d) 圧力計 コンプレッサ及びコンプレッサ附属機器の圧力計の検査は、JLPA 501 1.10による。

e) 圧力スイッチの作動検査

1) 検査の時期 コンプレッサの圧力スイッチの作動検査は、保安検査及び定期自主検査のときに行うほか、必要に応じてその都度行う。

2) 検査方法 圧力スイッチの設定圧力を銘板等によって確認した後、次の操作を行って検査する。

2.1) 高圧作動検査 コンプレッサと圧力スイッチの接続管を取り外し、圧力スイッチに不活性ガスによって昇圧できるアダプタを取り付けた後、コンプレッサを通常の運転状態において起動し、徐々に昇圧して設定圧力まで上昇させる。又は、コンプレッサを通常の運転状態とし、吐出側閉止バルブを徐々に閉じて吐出圧力を設定圧力まで上昇させる。

2.2) 低圧作動検査 コンプレッサを通常の運転状態において起動し、吸入側、閉止め弁を徐々に閉じて吸入圧力を設定圧力迄降下させる。

3) 判定及び処置

- 3.1) 高圧作動検査を行って、コンプレッサが設定圧力で停止するときは合格とする。
- 3.2) 低圧作動検査を行って、コンプレッサが設定圧力で停止するときは合格とする。
- 3.3) 作動検査の結果、高圧側、低圧側のいずれかの作動に異常があるときは、設定圧力を調整した後、再度同一検査を行う。

[解 説]

- (a) 高圧側設定圧力はコンプレッサの附属安全弁の吹始め圧力以下の圧力とする。
- (b) 低圧側設定圧力は吸入圧が低いときにコンプレッサが停止するように設定した大気圧以上の圧力とする。
- (c) 圧力スイッチの電気部分の検査は、「必携（第4分冊・電気設備等）」による。

f) アンローダの作動検査

- 1) 検査の時期 作動検査は、保安検査及び定期自主検査のときに行うほか、必要に応じてその都度行う。
- 2) 検査方法 作動検査は、コンプレッサを通常の圧力範囲で起動し吐出側閉止弁を徐々に閉めて吐出圧力を上昇させて検査する。
- 3) 判定及び処置
 - 3.1) コンプレッサがアンローダの設定圧力で無負荷運転状態となるときは合格とする。
 - 3.2) 作動検査の結果、異常があるときは設定圧力を調整した後、再度同一の検査を行う。

[解 説]

アンローダの設定圧力は、コンプレッサ附属の安全弁の吹始め圧力以下の圧力とする。

g) 流れ切換装置

- 1) 検査の時期 流れ切換装置の検査は、保安検査及び定期自主検査のときに行うほか、必要に応じてその都度行う。
- 2) 検査方法
 - 2.1) ハンドルを操作して滑らかに作動するか否かを検査する。
 - 2.2) 耐圧試験は、JLPA 501 1.1.5により行う。
 - 2.3) 気密試験は、JLPA 501 1.1.6により行う。
- 3) 判定及び処置
 - 3.1) 漏えいがないときは合格とする。
 - 3.2) 漏えいが認められたときは、分解して点検し、不良部品を交換して補修する。
 - 3.3) 滑らかに作動するときは合格とする。
 - 3.4) 滑らかに作動しないときは、潤滑剤を注入するか又は分解点検を行う。

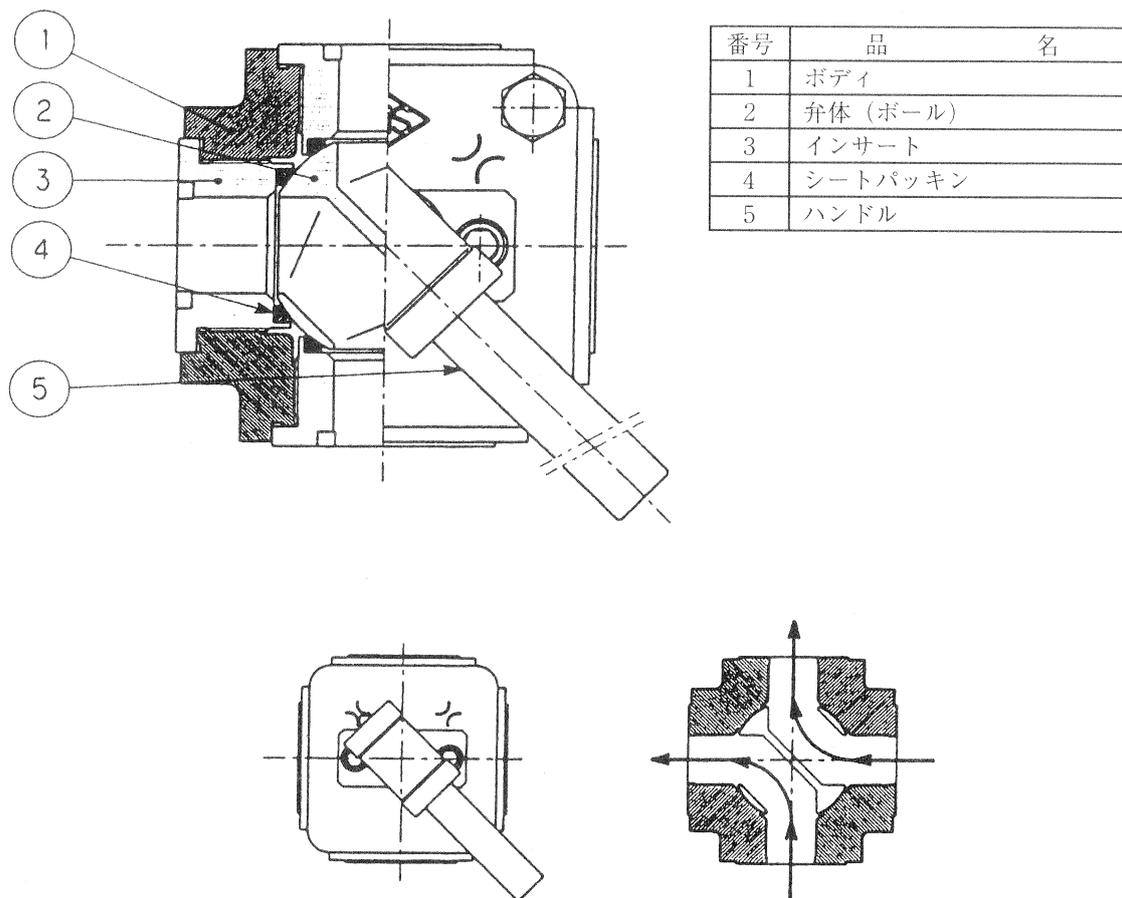


図1-10 流れ切換装置の構造図

h) 駆動機器の検査

- 1) 検査方法 必携 (第4分冊・電気設備等) 参照
- 2) 判定及び処置 同上